「国際知財司法シンポジウム2018」の報告 (第1日目)

~5か国模擬裁判を通じた 「特許権侵害訴訟における特許の有効性」比較~

知的財產高等裁判所判事 片瀬 亮 知的財産高等裁判所判事 古庄 研

第1 はじめに

特許権者が、被疑侵害者に対し、特許権侵害に基づく損害賠償請求及び被疑侵害品の製造等の 差止請求をした場合、被疑侵害者は、技術的範囲の属否及び特許の有効性を争うことになろう。

我が国では、裁判所で特許を無効にする手続は存在しないものの、いわゆるキルビー事件最高裁判決(最高裁平成10年(オ)第364号同12年4月11日第三小法廷判決・民集54巻4号1368頁)及び同判決を受けた平成16年法律第120号による改正(特許法104条の3の新設)により、特許権侵害訴訟の受訴裁判所(侵害裁判所)が、当該侵害訴訟において、特許が無効にされるべきものと認めた場合には、特許権者の権利行使を制限できることになった。キルビー事件最高裁判決は、衡平の理念、紛争の一回的解決、特許権侵害訴訟の迅速化という観点から、侵害裁判所が特許の有効性を判断できる旨説示した。そして、近時の統計では、判決により終局した特許権侵害訴訟で主張された特許権の約73%において、特許の有効性が争われている1。

これに対し、独仏英米において、被疑侵害者が、特許異議の申立て期間経過後に、特許の有効性を争うために採り得る主な手段を比較すると、概ね、次のとおりとなる²。



¹ http://www.ip.courts.go.jp/vcms_lf/2018_sintoukei_H26-29.pdf参照

² 各国の特許法の条文を引用する際には、単に「日」「独」「仏」「英」「米」で示すことがある。

特許の有効性を争う方法 (模擬裁判事例において)

	B	独	仏	英	*
特許庁における無効化手続	無効審判 (日123条)	無効化手続なし	無効化手続なし	取消手続 (英72条)	当事者系レビュー (米311条)
	特許庁(TAD) ⇒知財高裁 ⇒最高裁			知的財産庁 ⇒特許裁判所 ⇒控訴裁判所 ⇒最高裁	特許商標庁(PTAB) ⇒CAFC ⇒最高裁
裁判所における 無効化手続	無効化手続なし	無効訴訟 (独81条)	無効訴訟 (仏L613条25)	取消手続 (英72条)	無効確認訴訟 (28U.S.C.2201)
		連邦特許裁判所 ⇒連邦通常裁判所	パリ大審裁判所(第3部) ⇒パリ控訴院(第5部) ⇒破棄院	特許裁判所/知的財産企業裁判所 ⇒控訴裁判所 ⇒最高裁	各連邦地裁 ⇒CAFC ⇒最高裁
特許権侵害訴訟内の 対抗手段 (反訴/抗弁)	反訴なし	反訴なし	無効の反訴 (仏L613条25)	取消手続(反訴) (英72条)	無効確認の反訴 (28U.S.C.2201)
	無効の抗弁 (日104条の3)	抗弁なし	無効の抗弁	無効の抗弁 (英74条)	無効の抗弁 (米282(b))
	東京/大阪地裁(専門部) ⇒知財高裁 ⇒最高裁	デュッセルドルフ,マンハイム, ミュンヘン等合計 1 2 地裁 ⇒高裁 ⇒連邦通常裁判所	パリ大審裁判所(第3部) ⇒パリ控訴院(第5部) ⇒破棄院	特許裁判所/知的財産企業裁判所 ⇒控訴裁判所 →最高裁	各連邦地裁 ⇒ C A F C ⇒最高裁

このような制度の相違³を前提に、国際知財司法シンポジウム2018(2018 JSIP)の第1日目は、日独仏英米の侵害裁判所が「特許権侵害訴訟における特許の有効性」をどのように判断しているかについて、模擬裁判及びパネルディスカッションが行われた。

そこで、2018 JSIPにおける各国模擬裁判の結果概要を報告する⁴。なお、本稿中、意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。

第2 模擬裁判の共通事例(要旨)

1 事案の概要

Pony社(以下「P」)は、ピストン式圧縮機に関する発明(本件発明)についての特許権(本件特許権、本件特許)を有している。

Donkey社(以下「D」)は、本件特許権の設定登録後、ピストン式圧縮機 Y(被告製品 Y)及 びピストン式圧縮機 X(被告製品 X)の製造販売を順次開始し、被告製品 X が主力製品となって いる 5 。

Pは、被告製品X及びYは、本件発明の技術的範囲に属すると主張している。

³ 被疑侵害者は、異議申立て期間内であれば、特許庁に再審査を求めることができる(日113条、独59条、米301条、欧州特許付与に関する条約99条等)。また、今後、UPC(統一特許裁判所)協定が発効した欧州各国においては、この他に、UPC中央部に対し特許取消訴訟を、UPC地方部に対し特許取消の反訴を提起することができる(同協定32、33条)。

⁴ 模擬裁判等で使用された資料(事例、上映スライド、日本の中間判決等)は、知財高裁ホームページ (http://www.ip.courts.go.jp/documents/thesis/2018JSIP_summarize_01/index.html) で公開されている。

⁵ 本件発明等におけるピストン式圧縮機は、自動車用エアコンの冷媒圧縮のために用いられる。

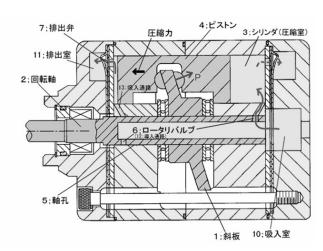
しかし、Dは、被告製品 X が本件発明の技術的範囲に属することは認めるが、①被告製品 Y は、本件発明の技術的範囲に属さない、②本件発明は、特許公報34085号(085公報)に記載された発明(主引用発明)及び特許公報63165号(165公報)に記載された発明(副引用発明)に基づき進歩性を欠くから、本件特許は無効であると主張している。

そこで、Pは、特許権侵害訴訟を提起し、Dに対し、被告製品X及びYの製造販売の差止め並びに損害金の支払を求めた。

2 本件発明

(1) クレーム 1

- A ピストン式圧縮機であり、
- B ロータリバルブ6と、該ロータリバルブ6と一体化される回転軸2と、該ロータリバルブ6を回転可能に収容する軸孔5とを備え、
- C 該回転軸2の回転に伴い斜板1を介してピストン4を往復動させ、
- D 該軸孔5は、内周面上に、圧縮室3に冷媒を吸入するための吸入通路13の入口を備え、
- E 該ロータリバルブ6は、外周面上に、回転軸2の回転に伴い該吸入通路13の入口と間欠的 に連通する導入通路12の出口を備え、
- F 該軸孔5の内周面は該ロータリバルブ6の外周面を直接支持し、その隙間を 20μ m以下とした。



【本件発明図】

(2) 訂正後のクレーム又は従属項

各国は、訴訟手続中、クレームを訂正することができる。また、訴訟手続において、クレームを訂正することが現実的ではない国においては、従属項(クレーム 2)をあらかじめ設定することができる。ただし、各国は、クレームを訂正する際、又は従属項を設定する際、構成要件Eに、次の下線部の構成のみを加えることができる。

E' 該ロータリバルブ 6 は、外周面上に、回転軸 2 の回転に伴い該吸入通路13の入口と間欠的に連通する導入通路12の出口を備え、<u>該ロータリバルブ 6 の外周面は、該導入通路12の出</u>口を除いて円筒形状であり、

(3) 明細書及び図面

明細書の【0003】~【0005】には、ロータリバルブ式圧縮機においては、圧縮反力によって回転